

新井委員 ご報告資料

第Ⅱ部 個別の課題に関する児童生徒への対応

第1章 いじめ

1.1 関連法規・基本方針等

1.1.1 「いじめ防止対策推進法」成立までの経緯

1.1.2 「いじめ防止対策推進法」の目的といじめの定義

1.1.3 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

1.1.4 「いじめの重大事態と調査に関するガイドライン」の策定

1.2 学校の組織体制と計画

1.2.1 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

1.2.2 「いじめの防止等の対策のための組織」に求められる役割

1.2.3 実効的に機能する組織体制づくり

1.2.4 年間活動計画の策定と実行、及び見直し

1.3 未然防止・早期発見・対応

1.3.1 いじめに対する指導・援助の3局面

1.3.2 いじめの未然防止

1.3.3 いじめの早期発見

1.3.4 いじめへの対応の原則の共通理解

1.4 関係機関等との連携体制

1.4.1 学校と関係機関との連携・協働に基づくいじめへの対応

1.4.2 いじめ問題をめぐる教育委員会の学校へのサポート

1.4.3 保護者との連携に基づくいじめへの対応

1.4.4 地域ぐるみのいじめ防止の取組の展開

第1章

いじめ

2013（平成 25）年にいじめ防止対策推進法が制定されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、未だにいじめを背景とする自殺等の深刻な事態の発生は後を絶たない状況です。

このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人ひとりのいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、②学校内外の連携を基盤に実効的に機能するいじめ対策組織の構築、③事案発生後の課題解決的生徒指導から開発的・予防的生徒指導へのシフト、④いじめを生まない環境づくりといじめをしない児童生徒の育成を目指すことが求められるのではないのでしょうか。

1.1 関連法規・基本方針等

1.1.1 「[いじめ防止対策推進法](#)」成立までの経緯

2011（平成 23）年の大津市におけるいじめ自殺事件を契機として、2013（平成 25）年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が制定されました。法の制定はいじめ防止に社会総がかりで取り組む決意を示すと同時に、本来私的責任領域の事柄であるいじめが、児童生徒の自浄作用や学校の教育的指導に頼るだけでは解決が難しいほどに深刻化し、制御のために法的介入が行われることになったものと捉えることができます。その意味において、法制化は、学校におけるいじめ対応に大きな質的転換を迫るものであると受け止めなければならないでしょう。

1.1.2 「いじめ防止対策推進法」の目的といじめの定義

法の目指すところは、第1条に「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること

に鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」と示されています。いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟をめざすという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、①社会総がかりでいじめの防止に取り組むこと(学校と保護者、地域、関係機関との連携・協働の具体化を図る)と、②重大事態への対処(背景調査を含む)において公平性・中立性を確保すること(学校・教育委員会は再発防止に向け、しっかりと事実に向き合う)にあると考えられます。そのことを踏まえ、各学校は、①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し、②いじめ防止のための実効性のある組織の構築、③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うことが、法によって義務付けられました。

また、法はいじめの要件を「児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていること」とし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。非常に広範な捉え方であるため、社会通念上のいじめの捉え方(力のアンバランス、継続性、意図性等が見られる攻撃行為)とのギャップから、明らかに法のいじめに該当するものがいじめとして認識されないケースも散見されます。教職員には校内研修等で、児童生徒には学級活動や道徳の授業等を通じて、また保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法第2条のいじめの定義¹の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさないという姿勢を共有することが求められます。

1.1.3 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

法の規定を受けて、2013(平成25)年10月11日には「いじめの防止等のための基

¹法第2条には「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。なお、法制定以前の文部科学省の問題行動調査におけるいじめの定義は、調査開始から2005(平成17)年度までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」、2006年度から2013年度までは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とされていた。

本的な方針（文部科学大臣決定）」（以下「国の基本方針」という。）が発出されました。この「国の基本方針」を踏まえて、地方公共団体は地域の実情に合わせて、より具体的な「地方いじめ防止基本方針」を策定することが努力義務とされ、さらに各学校は、これらを受けて「学校いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられました。方針を決定していくプロセスにおいては、保護者や地域の人々、児童生徒の意見も取り入れ、策定された方針はホームページなどで積極的に公開していくべきだとされています。基本方針の策定を通して、いじめ防止の活動を学校内にとどめず、地域社会全体を巻き込んだものにしていくことが目指されていると考えることができるでしょう。

法の施行3年後の見直し規定²を踏まえ、2017（平成29）年3月14日に国の基本方針の最終改訂が行われ、学校のいじめ対応における基本的なあり方が示されました。学校が取り組むべき重要事項の具体的内容は、次の通りです。

- (1) 「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」ことから、背景をより丁寧に調査した上でいじめに当たるかどうかを判断する。
- (2) いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。いじめが解消している状態とは、① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月を目安とする）継続している、② 被害者が心身の苦痛を受けていない（被害者本人や保護者への面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることをさす。
- (3) 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、いじめ対策組織に報告を行わないことは法第23条1項³に違反しうることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- (4) 学校は、いじめ防止に向けた取組の内容を、学校基本方針やホームページ等で公開することに加え、児童生徒や保護者に年度当初や入学時に必ず説明する。

²法の附則第2条の「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という規定に基づいて改定が行われた。

³法第23条第1項：学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

1.1.4 「[いじめの重大事態と調査に関するガイドライン](#)」の策定

2017（平成 29）年 3 月 16 日には、児童生徒の自殺など、いじめの重大事態の発生が後を絶たないことを受け、法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態と調査に関するガイドライン」が定められました。重大事態とは、いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じた場合（法第 28 条 1 項 1 号）と、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合（同 2 号）をさします。1 号の例としては、自殺企図、精神性疾患の発症、重大な身体の傷害、多額の金品強奪や恐喝などがあげられます。

上記の事態の原因として、いじめ（疑いも含め）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」こととなります。2 号については、不登校の基準の年間 30 日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する必要があります。調査は、「公平性・中立性」を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思いに応える」ことを目的とします。加えて、いじめの全容解明に基づき学校や教育委員会の対応を検証し、「再発防止」に役立てることが、もう一つの目的です。

公立学校を例にとり、重大事態への対処の流れを示したものが図 1-1-1 です。

学校は、重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。なお、児童生徒・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。教育委員会は地方公共団体の長（以下「首長」という。）に報告するとともに、調査を行う主体や、どのような調査組織にするかについての判断をします。1 号は教育委員会、2 号は学校が調査主体になることを原則としますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会自らが調査を行うこととなります。なお、学校が調査主体となる場合には、いじめ対策組織が基本となりますが、教育委員会が調査への指導・助言を行うとともに、専門家を派遣して支援することが望まれます。教育委員

会が調査主体となる場合には、専門的な知見を有する第三者から構成される附属機関⁴が調査を行うこととなります。

なお、「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど

の事実関係を、可能な限り網羅的に明確」にすることです。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが求められます。調査は、民事・刑事の責任追求などが目的ではなく、学校と教育委員会が、たとえ不都合なことがあったとしても事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものです。

調査によって明らかになった事実関係についての情報は、被害児童生徒・保護者に対して適時・適切な方法で提供します。関係者の個人情報への十分な配慮が必要ですが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがないようにすることが求められます。

調査結果については、学校もしくは附属機関から教育委員会に、教員委員会から首長に報告されます。被害児童生徒・保護者が希望する場合には、調査結果に関する所見を報告に添えることができます。調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安心と安全を取り戻すための継続的なケアを行う必要があります。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行うことが大切です。

報告を受けた首長が必要と認めるときには、調査結果についての調査を行うこととなります⁵。学校・教育委員会は、再調査が行われる場合には、調査主体の指示のもとに資料を提出するなど調査に協力しなければなりません。

図表 1-1-1 いじめの重大事態対応フローチャート



⁴ 法第 14 条第 3 項：教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

⁵ 法第 30 条第 2 項：報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

1.2 学校の組織体制と計画

1.2.1 「いじめの防止等の対策のための組織」の設置

法により、全ての学校は、いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応するために、「いじめ対策委員会」等の名称の校内組織を設置することが義務付けられました。法第 22 条において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする」と規定されています。

しかし、2016（平成 28）年に国のいじめ防止対策協議会が法の施行状況と対策の見直しを行ったなかで、いじめ対策組織が「いじめの問題に中核的に取り組む組織として十分に機能していない」ことが指摘されました⁶。現在も、組織的対応が機能していないために重大事態が引き起こされるケースが見られることから、学校内外の連携に基づく実効的な組織体制を構築することが課題となっています。

1.2.2 「いじめの防止等の対策のための組織」に求められる役割

いじめは、見えにくくなればなるほど深刻化します。いじめが見え隠れしはじめたときに、問題を特定の学級や学年、部活動などのこととしてとどめるのではなく、いじめ対策組織を起点として、教職員全員の共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが大切です。そのためには、教職員一人ひとりが、いじめの情報をいじめ対策組織に報告・共有する義務があること⁷を、改めて認識する必要があります。

いじめ対策組織が、いじめの未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処を的確に進めるためには、管理職のリーダーシップのもと、生徒指導主事などを中心として協働的な指導体制を構築することが求められます。組織の構成メンバーは、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別

⁶ 「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」（いじめ防止対策協議会 2016 年 11 月 2 日）

⁷ 法 23 条 3 項：いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

支援教育コーディネーターなどから、学校規模や実態に応じて決定します（図 1-2-1）。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な視点からの状況の評価や幅広い対応が可能となります。また、いじめ対策の企画立案、事案対処などを全ての教職員が経験するように、個々の場面に応じ、関係の深い教職員を追加するなど柔軟な組織運営を行うことも重要です。「生徒指導部会」などの既存組織を活用して法に基づく組織として機能させることも可能ですが、いじめ対策組織としての会議であるという自覚のもとで協議したり、年間計画に位置付けて定例会議として開催したりすることが望まれます。

図表 1-2-1 いじめ対策委員会の組織例



いじめ対策組織の具体的な役割としては、いじめの未然防止に向け、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを進めることが求められます。そのためには、①学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画（いじめアンケートや教育相談週間、いじめ防止プログラムなど）の作成・実行の中核的役割を果たす必要があります。加えて、いじめの防止に関する校内研修を企画し、計画的に実施することも、その役割です。また、②いじめの相談・通報の窓口としての役割が求められます。情報を収集し、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有を図ります。事実関係の把握、いじめであるか否かの判断については、組織的に行うことが不可欠です。教職員が些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだりせず、また、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備することが望まれます。

いじめの疑いのある情報があった場合には、③緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取り、指導と援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する中核的役割を果たすことにもなります。また、④学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しや年間計画の修正を行うなど、

PDCA サイクルで検証を行う役割も期待されます。なお、このいじめ対策組織は、⑤いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなります。

1.2.3 実効的に機能する組織体制づくり

いじめ対策組織が実効的な機能を果たすためには、個々の教職員の気づきを共有して早期対応につなげられるよう、情報共有の方法やルート（例えば、情報を伝えるのは口頭か文書か、窓口は生徒指導主事か学年主任か、など）を明確に示すことが必要です。また、教職員間で情報を交換し、知恵を出し合って問題に取り組んでいくためには、情報を可視化することが不可欠です。取組の評価と検証のためにケース会議の記録を残すことはもとより、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「見える化」を図ることが望まれます。なお、構成メンバーが、それぞれの役割や個性を相互に理解し、強みを生かし弱みを補い合う協力関係を日頃から築いておくことも重要です。その際、組織が真に機能するためには、メンバー全員が、発言することに対して不安を抱かずにいる状態、つまり、「無知、心配性、迷惑と思われるかも知れない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」という風土を醸成することが不可欠です。心理的な安全性が高く、どの立場の、どの年齢のメンバーも対等に意見やアイディアを出し合えれば、いじめ対策組織は協働的で実効的なものとして機能すると考えられます。

加えて、児童生徒及び保護者に対して、いじめ対策組織の存在及び活動が認識されるような取組（例えば、全校集会の際に児童生徒の前で取組を説明するなど）を実施することが大切です。また、いじめの早期発見のためには、いじめ対策組織がいじめを受けた児童生徒を徹底して守り、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしておくことも必要です。定期的なアンケートにおいて、児童生徒がいじめ対策組織の存在、活動内容などについて知っているかどうかを調査し、取組の改善につなげることも有効であると思われます。

1.2.4 年間活動計画の策定と実行、及び見直し

学校基本方針は行動計画に近いものであることに留意し、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組を実施するかを年間計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが重要です。特に、道徳教育をはじめ、人権

教育や法教育、体験活動など、教育活動全体を通して、児童生徒が主体的に参画し、いじめ防止に向けた方策について議論し、実行するような取組を推進することが未然防止につながると考えられます。

学校基本方針は、全ての学校において策定されています。しかし、法によって義務付けられている見直しが、不十分である状況が見られます。学校基本方針は、「いじめ防止の観点から学校が児童生徒をどのように育てようとしているのか」、「個々の教職員は、自分が何をすべきなのか」、「保護者や地域の人々や関係機関は、どのように協力すればよいのか」ということがわかる内容を含むものでなければなりません。したがって、各学校が、毎年、自校のいじめ防止の取組を振り返り、児童生徒の声を聞き、保護者の意見にも耳を傾け、地域や関係機関と情報交換しながら、いじめをめぐる生徒指導の状況について、自ら問い直す姿勢が求められます。しかし、児童生徒の多くが自分の学校の基本方針を読んだことがないという実態も見られます。学級活動やホームルームの時間に、担任と児童生徒で自校の基本方針を読み合わせる時間をつくれば、見直しと共有化を同時に図る機会になるのではないでしょうか。

また、管理職のリーダーシップのもと、いじめ対策組織が学校基本方針の見直し、いじめに関する校内研修等を通じて、教職員の意識改革を促し、いじめ対応のための組織的生徒指導力の向上を図ることが望まれます。

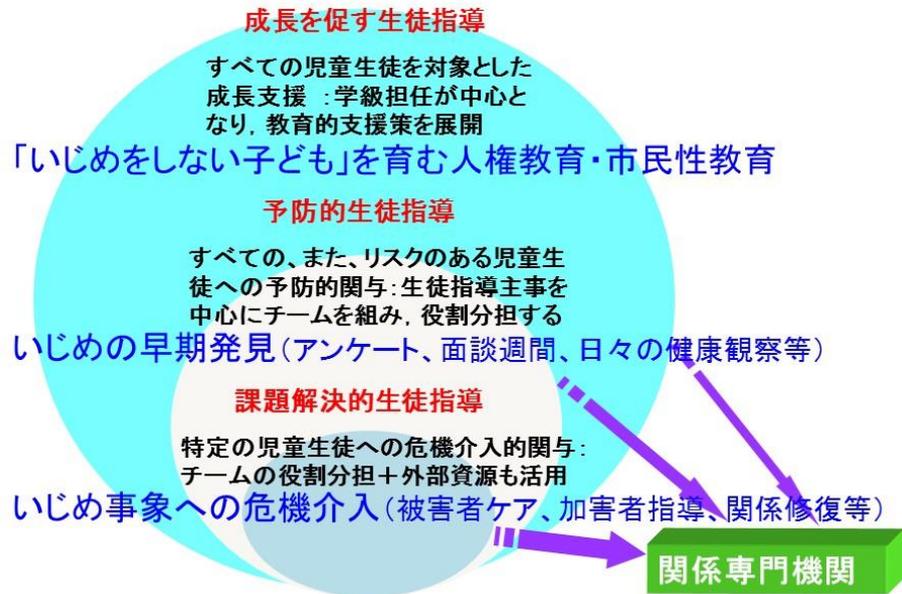
1.3 未然防止・早期発見・対応

1.3.1 いじめに対する指導・援助の3局面

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処、を行うことが責務であると規定されています⁸。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されました。この対応の順序は、生徒指導の3局面である、①成長を促す生徒指導、②予防的生徒指導、③課題解決的生徒指導と重なるものと考えられます。

⁸ 法第8条：学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

図表 1-3-1 いじめ対応における生徒指導の3局面



各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりをどう進めるか、いじめをしない態度・能力をどう育むかという方向を目指すことが求められているのではないのでしょうか。

1.3.2 いじめの未然防止

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立ちます⁹。いじめを防ぐには、「傍観者」のなかから勇気をふるっていじめを告発する「仲裁者」や「相談者」が現れるかどうかポイントとなります。そのためには、担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く放課後や休み時間の安全も確保する取組を行うなどして担任への信頼感と学級への安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させることが重要です。特に、最近の児童生徒には他者の評価を行動基準とする「他者

⁹ 森田洋司・清永賢二 (1986) 『いじめ—教室の病—』 金子書房

指向タイプ」が多く、周囲に過剰に同調する傾向がみられます。そこに被害回避感情が重なると、「仲裁者」になることはますます難しくなります。担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって始めて、「相談者」が出現するようになるのではないのでしょうか。

児童生徒にいじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった集団では、基準からはずれた者に嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤被害者となることへの回避感情、などがあげられます。したがって、いじめの加害者を生み出さないために重要なことは、集団行動を基盤とする学校教育において均質性・平等性が志向されがちなかで、異質性・差異性を示す存在を「多様性」として認め合うことができるかどうかであると思われます。学級にいじめを許さない、あるいは気にする雰囲気は漂うことで、いじめが発生しにくくなり、今あるいじめを深刻化させないようになるのではないのでしょうか。多様な存在を認め合える風通しのよい学級づくり、学校づくりを進めることが、いじめの未然防止のための「成長を促す生徒指導」として第一に取り組むべきことであると思われます。

また、児童生徒自身が自分の感情に気づき適切に表現することについて学ぶアンガーマネジメント教育や、精神的健康の保持・増進のためのストレスマネジメント教育、自己理解や他者理解を促進するサイコエデュケーション（心理教育）などを積極的に行い、成長を促す生徒指導の充実に努めることが大切です。その際、いじめ防止の取組を一過性のものとせず、生徒指導はもとより、道徳や総合的な学習の時間、特別活動、体験学習、教科の学習を通じて、児童生徒が「共生的な市民社会の一員」として育つことを目指した教育活動を継続的に行うことが求められます。

1.3.3 いじめの早期発見

学校はこれまでも個々の教職員のいじめに対する感度を高める取組を行ってきましたが、個人差もあり、組織的な気づきを促し、全校をあげて問題に取り組むという点においては不十分であったと思われます。日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、また、同じ学級に加害者と被害者が同居したり入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気づく

ことができなかつたり、担任の抱え込みから事態が深刻化してしまつたりするケースも少なくありません。

いじめに気づくには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があります。そのために、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。さらに、最近では、ソーシャルネットワーキングサービスを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく学校だけでは認知することが難しいケースも増えています。そのため、多角的な視点からいじめの発見を可能にする体制を構築して学校全体で気づく努力を進めることが重要です。

いじめ発見のルートとしては、①アンケート調査、②本人からの訴え、③当該保護者からの訴え、④担任教師による発見、などが上位項目としてあげられます。アンケート調査を実施するにあたっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できるように配慮したり、アンケートの精度を高める工夫をしたりすることが求められます。さらに、校内を見回り、落書きや捨てられた物を見付けるといった足でかせぐ情報収集、面談を行って先生に相談したいという気持ちを生み出す教育相談活動も重要です。様々なルートから得られた情報を突き合わせて全体像を把握し、適切で迅速な対応を行うためには、「学校全体で子供を教育している」という認識を教職員間で共有し、他学年、他学級の事案でも当事者意識をもって取り組む姿勢をもつことが不可欠です。ことが。

また、家庭や地域、関係機関と連携して、いじめに気づくネットワークを学校外に拡げていくことも重要です。学校における「気づき」と家庭や地域における「気づき」を重ね合わせることにより、学校だけでは見逃されがちないじめの早期発見が可能となるのではないのでしょうか。

1.3.4 いじめへの対応の原則の共通理解

いじめを把握したならば、何よりも「被害者保護」を最優先し、二次的被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐためにも、早期に解決を図ることが求められます。対応の第一歩として、いじめられている児童生徒の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行うことが不可欠です。その際、「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと、共にいじめに立ち向かう支援者と

して「必ず守る」という決意を伝えること、大人の思い込みで子供の心情を勝手に受けとめないこと、「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくること、などが大切です。

対応の第二步としては、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認します。危機を一緒にしのいでいくという姿勢に基づいて、安全な居場所の確保やいじめの児童生徒や学級全体への指導に関する具体的な支援案を提示し、子供や保護者に選択させることも重要です。

いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図ることが、対応の第三步となります。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかけ、ます。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめの児童生徒の内面の「せつなさ」を受け止めるように心がけることが大切です。加害側の児童生徒へのアセスメントと指導・援助が再発防止の鍵になると思われます。また、指導の事前及び対応の過程で被害児童生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を被害者と保護者に伝えるなどの配慮も忘れてはなりません。

いじめの解消を目指すことが、対応の第四步となります。その際、何をもって「いじめの解消」とするのかという点についての共通理解が求められます。先述した二つの解消の条件を満たしているかどうかを、被害者本人や保護者への面談等を通じて、継続的に確認する必要があります。なお、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く観察を続けていくことが大切です。

一連の対応にあたって、教職員自身が「いじめに耐えることも時には必要」、「いじめられる側にも原因がある」というようないじめを容認する認識に陥っていないかどうかを常に自己点検する必要があります。そうでないと、いじめを受けた児童生徒は自分の辛さを受け取ってもらえないと感じて孤立感を深め、二重三重に苦しむことにもなりかねません。

1.4 関係機関等との連携体制

1.4.1 学校と関係機関との連携・協働に基づくいじめへの対応

社会総がかりでいじめの防止を目指す法の下で、教職員と保護者、地域の人々、関

係機関が子供をめぐって協力し合う「パートナー」としての関係を築くことが求められます。「チーム支援」の理念のもと、学校現場には、さまざまな専門性を担う人材（対人援助職）が入り、協働しながら、児童生徒や保護者への対応に当たることになります。「多職種連携」において重要なのは、お互いの専門性を理解し、尊重することです。教職員は教育の専門家、地域・関係機関は固有の専門性や役割をもつ社会資源、保護者も親という固有の立場でわが子と向き合う子育ての専門家、として相互に認め合い、子供の問題をめぐって目標を一致させるように努めることが不可欠です（図表1-4-1）。

学校だけで抱え込まずに、保護者の思いに応え、地域の力を借り、医療、福祉、司法などの関係機関とつながっていじめ防止に取り組むためには、子供の危機は社会の問題という認識を共有することが前提になります。また、日頃から顔の見える関係をつくっておくことも大切です。連携は実際の活動を通じて、点検・修正・工夫し、強化していくものです。加えて、連携の基軸に常に子供を置くことを忘れてはならないでしょう。各学校の「学校評議員会」や、地方公共団体に設置されることが望まれる「いじめ問題対策連絡協議会」などが、そのような場として機能することが期待されます。

図表 1-4-1 専門家を活用したいじめへの対応

学校教職員	事実確認と被害者・加害者の保護者への丁寧な連絡 被害者見守りと加害者への指導を行い、関係修復をめざす 教育委員会と連携し、専門家の助言をもとに支援体制を構築
教育の専門家（学習指導・生徒指導）	
スクール カウンセラー	被害・加害生徒の心理的要因のアセスメント 被害者・被害者保護者への心理的ケア 加害者の成長支援につながるカウンセリング
心理の専門家	
スクールソ シヤル ワーカー	家庭環境、生徒間及び保護者間の関係性のアセスメント 家庭環境改善のための関係機関との連携の推進 児童相談所・医療機関・警察等へつなぐ
福祉の専門家	
スクール ロイヤー	法令に基づく学校の対応の方向性についての検討 加害生徒の処遇等に関するアドバイス 学校の作成する文書等の法的な視点からのチェック
法律の専門家	

1.4.2 いじめ問題をめぐる教育委員会の学校へのサポート

いじめの対応にあたって、教育委員会に求められる役割は、第一に、各学校のいじめの状況を把握し、得られたデータに基づく指導を行うことです。教育委員会に集約されたいじめの情報や対策の課題などを、問題行動調査や就学援助率、学力調査などの情報と照らし合わせて分析し、エビデンスをもとに学校に指導や助言を行い、いじめ対策の具体案を協働して構築すること求められます。第二に、法や基本方針を教職員へ浸透させ、いじめに関する教職員の意識改革を促す役割も担っています。研修や事例検討会などを通じて、いじめの定義の再確認やいじめ対策組織を中核とした組織的な対応の徹底を図ります。第三に、重大事態が発生した際の第三者委員会の設置と事務局としての活動、警察との連携や地方公共団体との橋渡しなどの役割もあります。また、第四には、いじめ問題について、保護者の認識を高めていくための情報公開と協力依頼、児童生徒の人間関係や発達への理解を深めるための研修や普及啓発の取組を行います。なお、深刻ないじめ事象が起こったときには、複数の専門家から構成される学校支援チームを派遣し、学校をサポートすることも大切な役割です。今後、学校、特に校長に対してしっかりと指導・助言できる指導主事の養成と配置が望まれます。

1.4.3 保護者との連携に基づくいじめへの対応

学校が、被害者及び加害者の保護者との連携をとることが困難な状況が見られます。特に、いじめと認めたがらない加害者の保護者からの協力を得ることが難しく、学校の働きかけが鈍ってしまうことも少なくありません。また、重大事態の背景調査においても、加害者の保護者からの協力が得られない場合も少なくありません。その背景の一つとして、法が徹底した被害者保護の視点に立ち、加害者へは厳罰主義で臨む姿勢を貫いているために、いじめる側に対しては厳しい指導のみに終始し、成長支援を通じて「いじめをしない子供」を育てるという方向性が弱いことが考えられます。

法第 23 条においては、学校がいじめへの対処について、「いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、(中略) いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」と規定され、被害者が傷ついていること等を加害者に認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者も学校と協力して加害者を指導することが求められています。し

かし、いじめを行った児童生徒への対応において、保護者への報告が適切に行われていない場合も見られます。いじめの事実や内容が、いじめを行った児童生徒の保護者に十分に伝わっていないとすれば、いじめの解決や再発防止が進まないことは想像に難くありません。被害者の保護者はもとより、加害者の保護者との連携を図ることが大きな課題であると思われます。

1.4.4 地域ぐるみのいじめ防止の取組の展開

子供は家庭だけでも、学校だけでも育つものではありません。両者の連携に加えて、地域の力が不可欠です。国の基本方針においても、いじめ防止に関して、「より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する」ことの重要性が指摘されています。

子供が豊かに育つことを目指して、家庭・地域・学校が一体となり、地域ぐるみで子供を見守り育てる仕組みである「地域学校協働本部」の設置や、地域とともにある学校づくりを推進するため、保護者や地域住民が学校運営に参画する「[コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）](#)」の取組が、各地で進められています。家庭では多様な人間関係を経験することが難しい子供たちが地域の大人との関わりを通じて様々な体験の機会を得ることにより、地域に見守られているという安心感や自己肯定感が育まれていくと考えることができます。

したがって、例えば「青少年まちづくり市民会議」や「学校運営協議会」などで、PTA や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、「子どもの権利委員会」や「学校評議委員会」などにおいて、市区町村全域や各校區におけるいじめの防止活動についての見直しを図ったりするなど、いじめの問題について地域ぐるみで取組を推進することが、いじめを少なくすることにつながっていくように思われます。子供の SOS を受けとめることができる大人が増えれば、SOS を出すことができる子供も増え、いじめのない温かな社会に少しでも近づいていくことができるのではないのでしょうか。